

医療事故に関与した職員への支援

安全管理室

1) 事故の当事者は、自責の念にかられまた周囲の反応による影響もあり、精神的に混乱状態に陥る可能性が大きい為、所属部署及び当センターとして十分な配慮を行なう。

2) 事故当事者へのサポート

安全管理室及び所属長が中心となり下記のサポートを行う

• 病院幹部（病院長・副院長・看護部長・技師局長・事務部長）によるサポート：

状況を把握し、センターとしての方針・対策を決める。また、当事者への勤務配置を検討し決定する

• 弁護士によるサポート：

顧問弁護士との対応を設定する。顧問弁護士と対応することで今後の見通しが持てる。また、法的なアドバイスを受けることができる。

• 事故の共有：

体験を受け止め、チームとして対応・サポートができる。

• カウンセリング：

精神科医等の専門家によるカウンセリングの機会を作り、不安の軽減を図る。

• 勤務配置：

心身の緊張を緩和できる勤務配慮をする。事故直後は現場から離すことも考慮する。
(1人にはしないこと)

• 家族への連絡：

当事者の家族へ状況を伝えサポート面での協力を得る。センター職員と家族との情報共有を密にすることで、当事者及び家族へのサポートにもつながる。

サポートを充分に行ない、退職に至る事態を避ける。

3) 裁判時の支援を行う ⇒ 病院幹部と安全管理室

• 顧問弁護士によるアドバイス（弁護士の選任に対しても）

• 常に事実が述べられるよう記録を管理者と共に確認する

• 必要時は、身分保障の交渉を病院長に行なう

4) 当該部署へのサポート ⇒ 病院幹部と安全管理室

当該部署が落ち着いて業務が行なえるように組織として対応する。

• 当該部署への応援体制：再発防止と業務停滞防止を図る為、応援体制により業務支援を行なう

• 提出書類の作成支援

• 現場検証、事情聴取対応への支援